

九州森林管理局における発注関係事務に係るガイドライン (公共工事品質確保法関係)

平成27年11月12日
九州森林管理局

I 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、公共工事の品質確保の促進に関する法律及び同法第22条に基づく運用指針等を踏まえて九州森林管理局の発注体制を一部見直すとともに地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に実施できるよう、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や選択すべき入札契約方式等について実務面での参考となる事項を取りまとめたものである。

森林土木工事の更なる品質確保と入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成・確保等に対して発注関係事務の適切な運用を図ること等を目的とする。

なお、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

II 発注関係事務の適切な実施

1 予定価格の適正な設定等

地域の実情及び予算や工事工程等を考慮した発注ロットの設定

中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく中小企業者に関する国等の契約方針において、公共事業の効率的執行等を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定に努めることとされていること及び公共工事の円滑な施工確保のため、工事の規模や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域や予算や工事工程等を考慮し、地域の実情等に応じた適正な発注ロットとなるよう取り組むこととする。

現場の実態に即した施工条件による適切な設計図書の作成と積算内容との整合性の確保

適切な工事契約を行うために、契約書については、国有林野事業工事請負契約約款に基づいて作成するとともに、設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）についても施工条件の明示等を適切に行うなどして作成することとする。

また、工事の円滑な執行に資するため、施工条件明示のポイントを整理し、設計図書を作成する段階でチェックリスト等を活用して確認する。（別添1）

積算に用いる価格と実際の取引価格とが大きく乖離することのないよう、資材等の実勢価格を適切に反映

公共工事の品質確保や技術者、技能労働者の担い手となる人材を育成・確保するためには予定価格が適正に定められることが必要不可欠である。

公共工事発注の際の予定価格は積算基準などをもとに適正に算定することとし、算定に使用する労務及び資材等の単価については、市場における取引価格や施工実態等を的確に反映した価格によるものとする。

また、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則（建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。）を踏まえた工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を十分に踏まえたうえで予定価格を決定する。

具体的には、森林土木工事の現場は、他の工事の現場に比べ山間僻地であることが多いことから、予定価格算定に使用する資材等の単価については、見積もりの聴取などにより実勢価格を適切に把握し、反映させることとし、実際の取引価格と予定価格とに大きな乖離が生じないようにする。

さらに、現場の実態に応じて必要な仮設工事や資材の小運搬等を適正に積算に盛り込み、現場の施工条件を的確に予定価格に反映することとする。

2 計画的な発注

発注見通しの迅速かつ適正な公表と発注や施工期間等の平準化

工事の発注見通しを迅速かつ適正に公表することにより、受注者が技術者・技能労働者の配置等を計画的に行いやすい環境を整える。

工期の設定に当たっては、次の点を考慮することとする。

- ①建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、労働者の休日日数、降雨日、出水期等における作業不能日数等を見込んで適正なものとする。
- ②年度末にかかる工事については、無理な工程とならないよう十分配慮し、何らかの理由で工事が年度内に完成しない場合には繰り越し手続きを適正に行う。
- ③需給が逼迫している資材を使用する工事等については、余裕期間を見込んだ適正な工期を設定する。

また、国庫債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行（早期発注）の徹底等により工事完成時期の年度末への集中を避けるとともに、施工時期等の平準化を踏まえた工事の発注に取り組むこととする。

3 適切な設計変更等

発注者と受注者との協議の迅速化

適切な工事の施工を確保するため、必要に応じて施工者が設計図書を照査した後、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議(三者会議)を開催し、設計思想の伝達及び情報共有に努めることとする。

三者会議では、設計者から設計業務の成果品により設計意図の説明を行い、発注者から、施工上の留意事項や工事着手に当たっての協議調整状況や現場条件等の説明を行い、施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

また、現場で発生した問題解決の迅速化を図るため、受注者からの問い合わせ等に対しては、即日対応あるいは適切な期限までに対応することとし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ回答期限を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちに行う。

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合の迅速かつ適切な設計変更の実施

設計図書に明示されている内容と現場条件に不一致がある場合には、契約約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期及び請負代金額の変更を行わなければならない。

変更手続きの円滑な実施を図るため九州森林管理局では、設計変更に伴う契約変更の取扱いや工事の一時中止に伴う取扱い等について、受発注者間の共通の目安となる「森林土木工事の設計変更ガイドライン」を策定している。

また、設計変更の手続きの迅速化を図るため、当初に想定しない事象が発生した場合等必要に応じて受発注者双方の関係者が一堂に会して、対応方針等を協議する会議等(工事円滑化会議)を開催することを検討する。(別添2)

なお、追加変更契約を行う場合は、追加工事等が発生した状況に応じ、当該追加工事等に係る費用について、発注者と受注者との間で十分協議を行い決定することが重要である。発注者が受注者に対し一方的に費用を負担させ、請負代金の額が追加工事等を含めた契約工事の通常必要と認められる金額に満たない場合には、受注者の当該発注者への取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあることに十分注意する必要がある。

Ⅲ 工事の適正な実施と担い手の育成

1 社会保険等への加入の徹底

下請業者を含め、社会保険等未加入業者との契約締結禁止及び排除

建設産業においては、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若手の入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争入札では不利になるといった矛盾した状況が発生している。

九州森林管理局では、定期（随時）の競争参加資格審査の際に、社会保険等未加入業者の申請を受け付けない、また、個別の発注工事において設定する競争参加資格要件において、社会保険等未加入業者には競争参加資格を認めない等、健全な競争入札環境を構築する観点から、社会保障等未加入業者を元請け業者から排除している。

さらに、受注者は、下請契約に先立って選定の候補となる建設企業について、社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず未加入である場合には、発注者は、下請業者が早期に加入手続きを進めるよう受注者を指導する。

2 若手や女性が働きやすい現場環境の整備の促進

企業における若手や女性が働きやすい現場環境の整備等の取組を適切に評価

防災・減災、社会資本の適切な維持管理等の重要性が増してきている中で、地域の建設業では、若年層の入職減少や入職後の離職率が高いこと等から、今後、豊富な経験や優れた技術力を有する熟練技術者との世代交代が滞り、これまで培われた高度な技術等の継承が危ぶまれる。また、日本の成長戦略の一つである女性の社会進出促進対策として、森林土木事業の現場においても、女性が働きやすい職場環境とするための取り組みが必要となる。

このため、若手や女性の労働力を積極的に雇用する対策に取り組んでいる企業や、若手や女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を適正に評価し、新たな労働力の確保と技術者の育成を促進させることとする。

なお、企業が実施している若手技術者や女性技術者等の雇用促進の取組状況を総合評価落札方式の評価項目として設定して評価することで、企業が若手や女性の労働者等を積極的に活用することに繋がるとともに、企業が若手や女性が働きやすい職場環境や生活環境を整備して早期の離職が減少することにより、建設業が繁栄し、地域雇用の増大や地域活性化等の地域貢献にも繋がることを期待するものである。

IV 多様な入札及び契約の方法

1 多様な入札及び契約の方法等

発注する工事の性格、地域の実情等に応じて適切な入札及び契約方法を選択

入札及び契約の方法については、基本的には予定価格に応じて次のとおり選定することとなるが、各発注者は、発注する工事の性格、地域の実情等に応じて適正な入札及び契約の方法を選択することとする。

- ①一般競争入札（予定価格1,000万円未満の工事）
- ②総合評価落札方式省略型（予定価格1,000万円～4,000万円未満）
- ③総合評価落札方式簡易型（予定価格4,000万円～2億円未満）
- ④総合評価落札方式標準型（予定価格2億円以上）

また、今後、工事の内容等により、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する「設計・施工一括発注方式」や継続的に実施する業務・工事に関して複数年度にわたり一つの契約により発注する「複数年契約方式」による入札及び契約の実施についても必要に応じて検討することとする。

2 企業の施工能力の適切な評価

入札参加資格要件の適切な設定

入札参加資格については、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ適正に設定する。

特に施工実績については、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえた設定とし、施工実績の確認に当たっては、成績評定点が65点に満たないものは実績として認めないことなどにより施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、会社に同種工事の施工実績があれば配置する技術者には同種工事の施工実績を求めない等、施工実績の要件を緩和するなど、競争性の確保に留意しつつ適切な競争参加資格の設定に努める。（別添3）

総合評価落札方式における企業及び技術者の施工能力を更に適切に評価

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事の配置予定技術者の施工実績を適切に評価項目に設定するとともに、企業の地域の精通度や企業が実施する担い手対策等を評価項目に設定して評価する。

また、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事（予定価格4,000万円～2億円未満）で採用する総合評価落札方式簡易型では、発注者が示す標準的な仕様や工事の技術特性、自然条件、社会条件等に応じて、発注者が課題として示す事項に対する企業自らの技術提案（施工計画）を求め、企業における工事の品質向上を図る能力を評価する。（別添4）

なお、技術提案の評価に当たっては、中立かつ公正な立場から判断できるよう、九州森林管理局において技術審査会を開催して適切に審査、評価し、発注者である森林管理（支）署長にその結果を報告する。

3 公平性、透明性を確保した企業の評価

公平性、透明性の確保と不正行為の排除

競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、速やかに評価の結果を公表する。

また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、談合等の不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施するとともに、違約金特約条項等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるなど、発注者の姿勢を明確にする。

別添1

設計書作成におけるチェックリスト(治山提要実行編参照)

署(支)名:	確認者		
工事名:	確認者		
設計者:	確認者		

NO.1

番号	チェック項目	適	否
I	設計書積算に係る提出書類に不備・不足はないか。		
1	施業経費内訳書(直接工事費、純工事費、工事原価、工事価格、本工事費)は適切か		
2	明細書(構造、名称、仕様・摘要内容)に不備不足はないか。		
3	明細書(仮設工、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)は適切か。		
II	添付書類は全て整っているか。		
1	設計図面		
	① 位置図及び平面図		
	② 溪床縦断面図		
	③ 構造図		
	④ 山腹工工種配置図		
	⑤ 山腹工工種定規図		
	⑥ 数量計算書(床掘計算書、基礎面処理計算書、コンクリート計算書、足場・型枠計算書、伸縮継目外計算書、岩盤間詰計算書、緑化工計算書、チェーンソー伐開)		
2	設計要項説明書		
	① 流量計算書		
	② 安定計算書		
	③ 貯砂量計算書		
	④ 集水区域図		
	⑤ 構造物設計上の特記事項		
III	施工地写真は添付されているか。		
	① 計画箇所上流・下流の状況		
	② 計画箇所右岸・左岸の状況		
	③ その他(汚濁対策、道路補修、等設計に係る必要な説明写真)		
IV	運搬系統図、その他積算に必要な図面等は添付されているか。		
1	資材運搬系統図		
2	その他積算に必要な因子(見積書等)		
V	仮設費の積算に伴う資料は添付されているか。		
1	仮設工事の数量計算書		
2	見取図(平面図)		
3	コンクリート日打設置量計算書		
4	コンクリート圧送管配置図		

番号	チェック項目	適	否
I	予定価格算出のための単価表は適切なものを採用しているか。		
1	地区ブロック単価は適切か。		
2	適用労務単価は適切か。		
3	現地に適した資材及び機械を選定しているか。		
4	単価を構成する内容は適切か。		
5	使用する単価と実勢価格に乖離はないか。(工事に使用する主要資材)		
6	規格、摘要欄の表示は適切か。(商品名で表示していないか)		
7	見積による単価は複数業者から徴収してあるか。		
8	一社見積の場合10%の値引き率を適用しているか。		
9	見積単価は署内決議されているか。		
II	予定価格算出のための明細表は適切か。		
1	単価表は明細書に適切に反映されているか。		
2	規格、摘要欄の表示は適切か。		
3	設計図等の数量計算と積算数量に粗漏はないか、検算は行っているか。		
III	適切な仮設費が計上されているか		
1	共通仮設費に計上する工種に不足は無いか。		
2	指定仮設費、任意仮設費の積算方法は適切か。		
3	指定仮設費、任意仮設費の摘要区分は適切か。		
4	適切な運搬経費を計上しているか。		
IV	その他		
1	工期は適切な期間となっているか。(余裕期間の必要の有無)		
2	汚濁対策を要する箇所に適切な対策が積算に計上されているか。		
3	現地まで補修が必要な道路には補修経費が積算に計上されているか。		
4	支障木経費は適正な積算となっているか(必要に応じ処理経費を計上)		
5	三者会議を計上した場合適切な必要経費が計上されているか。		

九州森林管理局治山課チェック実施者

工事円滑化会議の実施について

1 目的

工事円滑化会議（以下「円滑化会議」という。）は、公共工事における設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、当初に想定しない事象が発生した場合等に発注者と受注者が一堂に会して、設計変更等の対応方針を協議する場として開催する。

2 対象工事

円滑化会議の対象工事は、原則、変更を伴う工事すべてとする。ただし、工種が単純な工事など簡易な工事及び数量精算などの変更工事は除く。

3 組織

(1) 円滑化会議

円滑化会議は、次のメンバーを基本として開催するものとする。

発注者：森林管理(支)署長、総括治山技術官(総括森林整備官)、監督職員 等

受注者：代表取締役等、主任技術者、現場代理人 等

(2) 事務局

円滑化会議の事務局は、当該工事を発注した森林管理(支)署に設置するものとし、会議の開催、運営に関する事務を行う

4 円滑化会議の開催

(1) 会議の内容

円滑化会議は、当初に想定しない事象が発生した場合等に設計変更等の対応方針を協議するものとする。

なお、設計変更の妥当性に疑義が生じた場合など必要に応じて、森林管理局担当課の判断を仰ぐこととする。

また、円滑化会議の内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて会議を実施することができる。

(2) 円滑化会議の開催時期

会議は、設計変更の妥当性及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断を行うにあたり、会議を構成する「発注者」「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとするが、効果的・効率的観点から、起工測量終了時点での開催が望ましい。

また、円滑化会議の開催協議にあたっては、「森林土木工事の設計変更ガイドライン」を確認すること。

(3) 円滑化会議の結果

会議の結果は、会議の場または会議翌日までに議事録を作成し、発注者、受注者双方が内容を確認した上で議事録を保管するものとする。

5 対象工事の取扱い

円滑化会議の実施対象工事については、特記仕様書等に円滑化会議の対象工事であることを明確に記載すること。

若手技術者の登用・育成を促す入札契約方式について (若手技術者配置型入札契約方式)

1 概要

森林土木工事への投資の減少に伴い、若手技術者の入職者が減少または入職した者の短期離職率が高いこと等から、若手技術者の育成が滞り、熟練技術者から若手技術者への世代交代による技術の伝承が危ぶまれる。

このため、発注者として将来的な工事品質確保の必要性から、配置予定技術者の競争参加資格要件に年齢制限を設けることを試行的に実施し、若手技術者配置型入札契約方式に取り組むこととする。

2 目的

若手技術者配置型入札契約方式を実施することにより、若手技術者の森林土木工事への積極的な登用と優秀な技術者の確保・育成の促進を図ることを目的とする。

3 競争参加資格要件

競争参加資格要件のうち、配置予定技術者の要件について、若手技術者配置するよう年齢制限（工事契約日における年齢が満40歳未満の者）を設けて企業の若手技術者の森林土木工事への登用促進を図る。

なお、若手技術者が同種工事の経験が豊富でないことも想定されることから、会社に同種工事の施工実績があれば、配置される若手技術者に同種工事の施工実績を求めないように入札参加要件を緩和する。

4 対象工事

若手技術者配置型入札契約方式は、配置される技術者の森林土木工事での経験が豊富ではないことも想定されることから、高度な技術を要しない工事を選定して試行的に実施するものとする。

5 その他

入札参加要件の配置予定技術者を若手技術者に限定することにより、入札不調や競争力の低下を招かないように、工事の発注にあたっては、発注見通しの適正な公表と早期の工事発注により若手技術者を確保しやすくなるよう配慮する。

技術提案書作成にあたっての条件等

(発注者が設定している標準案等)

標準案（発注者が標準案として設定している「〇〇工事における施工管理」の内容）
<p>(内容)</p> <p>本工事は、鹿児島県の桜島において、北岳付近から崩落する土砂が降雨時に土石流等となって下流の住宅等へ流入することを抑止するため、延長〇〇m、高さ〇m、体積〇〇m³の治山ダムを設けるものであり、工事概要等は次のとおりである。</p> <p>施工箇所：鹿児島県鹿児島市桜島地区</p> <p>工 期：契約翌日から〇〇日間</p> <p>工事概要：コンクリート V=〇〇m³ 流路溝 L=〇〇m</p> <p>(設定している標準案（条件）)</p> <p>本工事については、治山工事標準仕様書を標準とするほか、施工時の火山活動に関する安全対策として簡易シェルターの設置及び施工地が〇〇国立公園特別地区であることから、〇〇環境事務所との協議内容に基づいた方法での施工を標準とする。</p> <p>(技術提案に当たっての留意事項)</p> <p>本工事では、限られた施工区域の中で、他の工事との調整や火山噴火に対する安全対策、施工中の環境への配慮が施工課題となる。このことを踏まえ、下記事項について配慮すべき事項の提案を求め、これを評価することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工の方法 <p>限られた施工区域での他工事との調整や噴石落下等に対する安全対策及び希少野生動植物への配慮等の現場条件を踏まえた具体的な施工の方法について提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程の管理 <p>限られた施工区域の中で他工事との調整が必要となる工事であることを踏まえた具体的な工程の管理（工期短縮）について提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の品質管理 <p>夏期間及び火山地域における工事であることを踏まえた具体的な品質管理について提案すること。</p>

(※各提案は、それぞれ200字以内にまとめること。)